

# 湯本小学校いじめ防止基本方針 花巻市立湯本小学校

## はじめに

### (1) 本校の教育目標の具現の観点から

本校の教育目標「心豊かでたくましく生きる湯本っ子の育成」「子ども達が毎日笑顔で登校してくる学校」を掲げている。

学校教育目標を具現し、児童が楽しく豊かな学校生活を送るために、いじめのない学校づくりを押し進めていくことが肝要である。

### (2) 法的根拠から

ここに定める「湯本小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1 基本的な考え方

### (1) 定義 「いじめ防止対策推進法」：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的にとらえ

- ・冷やかしかからかい、悪口、脅し、いやなことをいわれる。
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・わざとぶつかる、遊ぶふりをして、たたいたり、けったりする。
- ・金品をたかる、持ち物をかくす、盗む、壊す、捨てる。
- ・いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコン、携帯等での誹謗中傷。

と、とらえられるが、本校では「いじめを受けた」という児童の訴えを真摯に受けとめ、**いじめを受けた児童の立場に立って**対応に当たる。

また、いじめに当たらないと思われる**軽微な出来事にも、積極的に指導**にあたり、意識の高揚を図る。

### (2) いじめに対する基本姿勢

いじめに対して教員がとるべき基本姿勢として、次のようなものがある。

- ア いじめはどの児童にも、どの学校にもおこりうるものである。
- イ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ウ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- エ いじめは**いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている**。
- オ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- カ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- キ いじめは**家庭教育の在り方に大きな関わり**をもっている。
- ク いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割

### (3) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件が満たされたものであるとする。ただし、次の要件を満たしていても、いじめの被害の重大性や個別の状況、組織の判断によっては、より長期の期間を設定し、継続して注視するものとする。

ア いじめに係る**行為が止んでいる**こと。

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも**3か月を目安**とする。

イ 被害児童が**心身の苦痛を感じていない**こと。

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを**面談等により確認する**こととする。

## 2 組織

(「いじめ防止対策推進法」第22条による)

(1) 名称 「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、副校長、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任

※ただし、必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。

(3) 役割分担

ア いじめの未然防止の環境作り (全職員)

イ いじめの相談・通報の窓口 (担任)

ウ 情報収集と記録 (生徒指導主事)

エ 緊急会議の招集といじめの判断 (校長)

オ いじめの対応と見直し (いじめ防止委員会)

カ 取り組みの実施と年間計画の作成・実行・検証・修正 (いじめ防止委員会)

キ いじめに係る校内研修の企画・実施 (生徒指導主事)

ク 学校いじめ防止基本方針の見直し (全職員)

(4) 開催

ア 定例会(毎月開催：**職員会議の児童情報交換**と兼ねて行う)

イ 校内委員会(生徒指導委員会等と兼ねて開催)

ウ 臨時部会(必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催)

(5) 内容

ア 学校いじめ防止基本方針

イ いじめの未然防止

ウ いじめの対応

エ 教員の資質向上のための校内研修

オ 年間計画の企画と実施

カ 年間計画進捗のチェック

キ 各取組の有効性の検証

ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

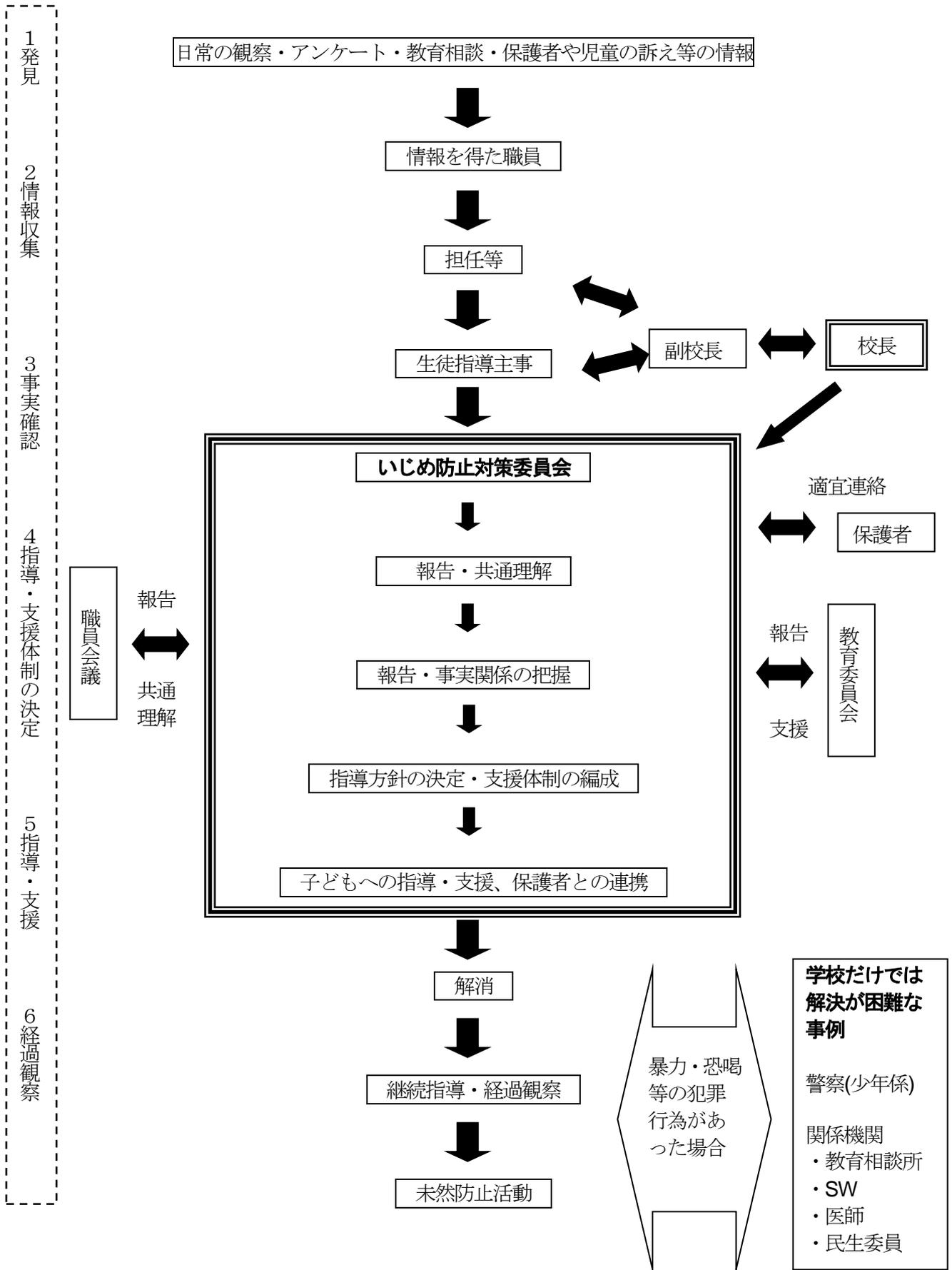
ケ 緊急対応

## 3 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	各種アンケート等
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA総会で「方針」説明 保護者会</li> <li>・学校だより等による「方針」等の発信</li> <li>・職員研修会の実施</li> <li>・児童の実態を把握する。引き継ぎ事項の確認</li> <li>・縦割り班前期編成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭環境調査票 家庭配布・整理</li> <li>・「湯本小学校のやくそく」配布</li> <li>・生徒指導個票準備</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習や生活の悩みの早期発見、解消を図る。教育相談の実施</li> <li>・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 (<b>5月は職員会議にて実施</b>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活実態アンケート①実施</li> <li>・児童 (いじめ) アンケート①実施</li> <li>・「連休の暮らし方」配布</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談月間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活実態アンケート調査報告</li> <li>・児童 (いじめ) アンケート①報告</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区懇談会</li> <li>・教育相談研修会</li> <li>・夏休み生活指導</li> <li>・街頭巡回指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「夏休みの暮らし方」配布</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭巡回指導</li> <li>・「安心教室」(6年生の児童・保護者対象)</li> <li>・夏休み後の生活習慣の見直しと改善</li> </ul>	
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・祭り参加指導</li> <li>・自転車通学指導</li> <li>・学童クラブ訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「祭り参加について」配布</li> <li>・「湯本小学校のやくそく」配布</li> <li>・児童 (いじめ) アンケート②実施</li> </ul>

10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1学期の実態を踏まえて問題の経過を追うと共に、新たな問題の早期発見、早期解消を図る。</li> <li>・定期的にアンケートや教育相談を実施し、自己肯定感を高める。</li> <li>・縦割り班後期編成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活実態アンケート②実施</li> <li>・児童（いじめ）アンケート②報告</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談月間</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬休み生活指導</li> <li>・街頭巡回指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「冬休みの暮らし方」配布</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭巡回指導</li> <li>・冬休みの生活習慣の見直しと改善</li> <li>・生徒指導研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童（いじめ）アンケート③実施</li> <li>・「湯本小学校のやくそく」配布</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施</li> <li>・定期的にアンケートや教育相談を実施し、自己肯定感を高める。</li> <li>・学童クラブ訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童（いじめ）アンケート③報告</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題行動等を整理し、次年度へ確実に引き継ぐ。 (<b>児童理解ファイル</b>により引き継ぐ)</li> </ul>	

## 4 いじめ対応の流れ(フローチャート)



## 5 いじめの未然防止のための取組

### (1) 日常の指導

#### ア 学級づくり

(ア) 楽しく気持ちよく学習を進めるために、名前に「さん」「君」をつけて呼ぶことや、先生や友達に丁寧な言葉遣いをする、人に迷惑を掛けないことなどを指導する

(イ) **学級全体が落ち着いて学習できるように**するために、話の仕方や聞き方、姿勢、集団行動などの学習規律を守らせる。

(ウ) 児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

#### イ わかる授業

(ア) 一人一人の児童の定着度や課題の把握に努め、**基礎的・基本的事項の徹底習得**を図る。

(イ) **グループ学習**や**協同的な活動**を工夫し、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを進め、**学習活動での達成感・成就感**を味わわせる。

#### ウ 道徳・特別活動

(ア) 思いやりの心や児童**一人一人がかけがえのない存在**であるといった命を大切にすることを育む。

(イ) 児童の**自尊感情**や**自己肯定感・自己有用感**を高める。

(ウ) **道徳の資料**を通し、相手の心情をよく考え、**自己の言動を振り返る**ようにさせる。

(エ) いじめの構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。

(オ) 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(カ) よりよい集団活動を通して学校・学級への**所属感を高め**、児童の自治的な能力や自主的な態度を育てる。

(キ) 学級全員で自分たちの学級集団としての目標を決めさせ、**全員で協力する活動**を意図的・計画的に実施する。

(ク) 学級の**諸問題について話し合っ解決する活動**を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てる。また違いや多様性を越えて、**「合意形成」をする力**を育てる。

(ケ) 児童の力で学級生活を豊かにするために、自分たちで話し合っ係の組織をつくり全員でいくつかの係に分かれて自主的に活動を行うことによって**自己有用感**や**協力・信頼に基づく友情を大切にする意識**を高める。

#### エ 学校行事

(ア) 児童の発意・発想を効果的に取り入れることにより、児童の自主性を育む。行事ごとに**成就感・達成感**を味わわせ、児童の**所属感**や**連帯感**を高め、**協調性の育成**につなげる。

(イ) 公共の精神を養い、集団活動を行うのに必要な生きて働く知恵や技能を身に付ける。

### (2) 児童の主体的な活動によるいじめ防止の取り組み

ア **いじめノックアウト宣言**を作成し、いじめ防止に取り組む。(児童会・学級活動)

イ 認め合う意識作りとして**「かがやき運動」**を実施する。(委員会活動・学級活動)

ウ **共同的な活動**を取り入れ、「居場所作り」「絆づくり」を進める。(学級)

### (3) 研修

#### ア 校内研修

言語活動の充実に向けて、全教科領域において具体的な手立てを工夫し、「自ら考え、豊かに表現し、互いに認め合い、高め合える子」を育成する。

#### イ 日常的な啓発

(ア) 自ら楽しく豊かな学校の生活をつくりたいという課題意識をもって、指示待ちではなく自分たちで問題を見付けたり話し合ったりして解決できる力を育てる。

(イ) **高学年**では**リーダーシップ**や**思いやりの心**、**低学年**では上級生に対する**あこがれの気持**を育てる。

(ウ) 共通の興味・感心をもつ児童により、どの学年のメンバーも楽しめるように工夫することを通して、豊かな人間性、社会性を育てる。

### (4) 保護者・地域との連携

多くの地域の方々や保護者の参加を得られるように工夫し、児童が生き生きと学習したり生活したりする活動の様子を見てもらう機会を作る。また、4月のPTA総会において、「いじめ防止基本方針」について説明するとともに、ホームページに掲載し、保護者・地域に公開する。

## 6 早期発見

- (1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実
  - ア いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、定期的なアンケート「**学校生活アンケート**」の実施とそれに基づいた教育相談等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
  - イ 学級担任や養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い（**職員会議時の情報交換**）、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや特別支援教育コーディネーターの役割を明確にし、協力体制を整える。
- (2) 教育相談の充実
  - ア 教職員は、**受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に**教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
  - イ 問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に**早期に対応**できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
  - ウ 児童の変化に**組織的に対応できるように**するため、生徒指導主事や教育相談担当を中心に、担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。
- (3) 教職員の研修の充実
  - ア 年度当初の職員会議はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、**早期発見・早期対応**はもちろん、**未然防止**に取り組むことができるよう、校内研修を実施する。
  - イ いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。
- (4) 保護者との連携
  - ア いじめの事実が確認された際には、**いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告**を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。**いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら**指導に当たり、児童生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。
- (5) 関係機関等との連携
  - ア いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るよう努める。
  - イ **インターネット上の誹謗中傷等**については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、**状況に応じて警察等の関係機関と連携して**解決に当たる。

## 7 早期対応

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
  - ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をとめる。
  - イ いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合には、その子の立場に立って、話を十分に聴いたうえで可能な限り早急に対応する。
  - ウ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
  - エ **5W1H（いつ、どこで、誰が誰に、何・どんなことを、どのようにしたのか、それはなぜか）**を明確にする。
- (2) いじめの事実確認と報告
  - ア いじめ防止対策委員会が中心になり、いじめの事実確認を行う。校長は、その結果を教育委員会に報告する。
  - イ 家庭訪問等により、その具体的な内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。
  - ウ いじめが**犯罪行為、あるいはその疑い**があると認められるとき、もしくは重大な被害が生じるおそれがあるときは、**所轄警察署と相談し適切に対処**する。
  - エ 臨時の職員会議を開き、職員全体で共通理解を図る。
- (3) いじめられた児童又はその保護者への支援
  - ア いじめられた児童や保護者に寄り添い支える体制をつくる。
  - イ いじめた児童に対して、必要に応じて別室指導や出席停止の措置を活用して、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

- ウ SSWやSCを積極的に活用する。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
  - ア いじめをとめることができないときは、誰かに知らせる勇気を育てる。
  - イ はやしたてる行為は、加担する行為であることを理解させる。
  - ウ 学級全体で話し合うなどして、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
  - エ いじめの解決には謝罪のみで終わらせるものではなく、人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すよう働きかける。
  - オ 日頃から、正義が存在する学級づくりを志向するよう心がける。
- (5) ネット上のいじめへの対応
  - ア パスワード付きサイトやSNS等を通じたいじめに対応するため、**学校における情報モラル教育を進め、保護者への理解、啓発**に取り組む。
  - イ **ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除する措置**をとる。必要に応じて法務局又は地方法務局、所轄警察署の協力を求める。
  - ウ 学校非公式サイト等パトロールで発見され、報告を受けたネット上のトラブルに対して、迅速に対応する。
  - エ ネット使用の実態を把握し、保護者啓発に努め、学校と家庭とが一体となって**ネット上のいじめの発生を未然防止**する。
- (6) 教育相談体制
  - 毎学期、教育相談を実施**し、「学校生活は楽しいか、誰と何をしているときが楽しいか、直してほしい友達の言動はないか。」を常に明らかにし、すべての子どもが「学校が楽しい」と言えるようにしていく。
- (7) 研修
  - いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関しては、日頃から教職員の共通理解を図っておくことが重要である。さらに、いじめ問題等に関する校内研修を年1回以上行う。
  - ア 報告会を開催し、全職員で児童理解を深め、共通実践を図る。
  - イ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて研修を実施し、共通理解を図る。
- (8) 地域や家庭との連携
  - ア 本校のいじめ防止基本方針について、PTA総会、学校評価委員会、学級懇談会などを地域や保護者へ説明する機会とし、いじめ防止について意見交換を行う。
  - イ 地域、保護者の登下校指導や学校開放日などの機会を通して、児童の状況で気になる事案については、学校へ連絡するシステムを構築する。また、連絡しやすいように機会を通して呼び掛ける。
- (9) 関係機関との連携
  - ア いじめが**犯罪行為**、あるいは、**その疑い**が認められた場合には、**警察や児童相談所等の機関に報告・相談**を行う。
  - イ 諸関係機関（警察・教育相談室・子ども総合相談室・児童相談所・こころの健康センター・地方法務局等）とは、日ごろより連絡を取り合い、担当者を確認しておく。

## 8 重大事態への対応

- (1) 重大事態の発生と報告
  - 重大事態が発生した場合、事態発生について、**速やかに教育委員会に報告**する。
- (2) 重大事態に対する調査及び組織
  - ア その事案が重大事態であると判断したときは、速やかに当該重大事態に係る調査（いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査）を行う。
  - イ 調査は、教育委員会と連携して実施し、調査により明らかになった事実関係について、いじめられた児童生徒や保護者に対して、適切に情報提供を行うとともに、可能な限り説明を行う。
  - ウ 調査の方法については、**国の基本方針や「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を十分参考**にする。さらに、調査用紙等については、あらかじめ「附属機関」で準備されたものを使用する。
- (3) 調査結果の報告
  - ア 学校は、その事案が重大事態であると判断し、調査を行った場合には、調査結果を、教育委員会を通じて市長に報告する。
  - イ 調査により明らかになった事実関係は、いじめを受けた児童生徒や保護者に対して説明する。

## 9 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

(1) いじめの早期発見の取組に関すること

◎計画的、意図的なアンケート調査及び教育相談等の実施による情報収集を行ったか。

- ・児童の問題行動や変化、保護者からの連絡等些細なことでも速やかに報告し、情報を共有することができたか。
- ・得た情報を整理し、校内体制で対策や対応を検討することができたか。
- ・保護者や地域の情報や考えを対応に組み入れることができたか。

(2) いじめの未然防止の取組に関すること

◎児童の主体的ないじめ防止の活動を実効的に推進することが出来たか。

- ・道徳や特別活動等を通して、**自尊感情や自己有用感を育む**とともに、**お互いを尊重し大切にすることを育てる**ことができたか。
- ・積極的な人間関係づくりや生徒指導により、集団を耕し、よりよい学級・学年経営を行うことができたか。
- ・本校のいじめ防止対策について、保護者・地域に適切に周知し理解を図るとともに、連携の気運を高めることができたか。

## 10 個人情報等の取扱い

個人調査（アンケート等）について

- (1) いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、18歳まで保存する。

平成27年1月策定  
令和7年3月改訂